

令和8年度 食に関する指導の全体計画①

江戸川区立西小松川小学校

学習指導要領
食育基本法
食育推進基本計画
江戸川区教育委員会の目標

児童の実態
・一部の児童に朝食の欠食が見受けられる
・大部分の児童が給食を楽しみにしているが、好き嫌いの多い児童も見受けられる
・食事の量や食べる速さに個人差がある

学校教育目標
○考える子 ○明るい子 ○やりぬく子

健康教育目標
自分の健康状態や発育状態に関心を持ち、基本的な生活習慣を身に付け、健康的な生活を実践できる態度を育成する。

食育の視点
◇食事の重要性【重】
◇心身の健康【健】
◇食品を選択する能力【選】
◇感謝の心【心】
◇社会性【社】
◇食文化【文】

食に関する指導の目標

(知識、技能)
・食事の重要性、喜び、楽しさを理解させる。心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。

(思考力、判断力、表現力等)
・正しい知識、情報に基づいて、食物の品質及び安全性について自ら判断できる能力を身に付けさせる。食物を大事にし食物の生産等に関わる人々への感謝する心を育む。

(学びに向かう力、人間性等)
・食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。各地域の産物、食文化や食に関わる歴史などを理解し、尊重する心をもつ。

各学年の食に関する指導の目標	
1・2年	食べ物に興味・関心を持ち、好き嫌いせずにみんなと楽しく食べることができる。
3・4年	健康に過ごすことを意識して、いろいろな食べ物を好き嫌いせずに食べようとする。
5・6年	食事が体に及ぼす影響や食品をバランス良く組み合わせる大切さを理解し、簡単な調理ができる。

食育推進組織
校長・副校長・栄養士・生活指導主幹教諭・保健主任・給食主任、食育担当教諭、養護教諭・各学年担当教諭

食に関する指導

【教科等における食に関する指導】
関連する教科(生活、社会、理科、家庭、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動 等)において、食育の視点を位置付けて指導する。

【給食の時間における食に関する指導】
給食を食べる経験を積みながら、給食を教材として食品の旬や食文化や教科等で学習したことを確認する。
給食指導として、準備から片付けまで要点を抑えた一連の指導を繰り返し行い、食事のマナーや人間関係形成能力を習得させる。

【個別的な相談指導】
早寝早起き、朝ごはん、食物アレルギー、肥満・やせ傾向、偏食 等の個別的な相談指導を必要に応じて校内職員や家庭と連携して行う。

地場産物の活用
食育の視点到配慮した献立作成、可能な限り国産や旬の食材を選定、江戸川区産の小松菜や東京都産の食材(トビウオ、ムロアジ、あしたば、糸寒天等)を使用、これらの地場産物等の使用について栄養献立黒板や献立表、給食時間に紹介をするなど給食時の指導に活用し、教科等の学習や体験活動と関連を図る。小松

家庭・地域との連携
・江戸川区食育推進会議、学校保健委員会、学校給食運営委員会
・学校・学年・学級だより、保健だより、給食だより、ホームページなどで発信
・保護者の学校給食試食会の開催

食育推進の評価
食に関する指導や学校給食の管理等の活動、児童の実態(残菜等や生活リズム等)